

# 令和 5 年度(2023 年度)第 1 回熊本市環境審議会

## 次 第

日時：令和 5 年（2023 年）4 月 28 日（金）10 時 00 分

会場：熊本市役所 本庁舎 4 階 モニター室

1 開会

2 諮問

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の基本的事項について

3 報告

「熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン」の策定について

4 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

(1)環境影響評価制度の概要

(2)環境影響評価制度の方向性（案）と今後のスケジュール

5 その他

6 閉会

## 熊本市環境審議会(第11期)委員名簿

令和5年(2023年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

| No | 資格            | 氏名(敬称略)            | 専門等           | 所属又は職名                                          | 新任 |
|----|---------------|--------------------|---------------|-------------------------------------------------|----|
| 1  | 学識経験を有する者     | あべ じゅん<br>阿部 淳     | 農学・環境         | 東海大学農学部教授                                       |    |
| 2  |               | いでら みほ<br>井寺 美穂    | 行政学           | 熊本県立大学総合管理学部総合管理学科准教授                           | 新任 |
| 3  |               | かわごし やすのり<br>川越 保徳 | 環境<br>(衛生工学)  | 熊本大学大学院先端科学研究部教授                                |    |
| 4  |               | しのはら りょうた<br>篠原 亮太 | 環境<br>(水環境科学) | 熊本県環境センター館長                                     |    |
| 5  |               | しばた ゆう<br>柴田 祐     | 景観・建築         | 熊本県立大学環境共生学部教授                                  | 新任 |
| 6  |               | たかみや まさゆき<br>高宮 正之 | 環境・生物多様性学     | 熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授                           |    |
| 7  |               | ちょう だいしゅう<br>張 代洲  | 大気            | 熊本県立大学環境共生学部教授                                  |    |
| 8  |               | とりい しゅういち<br>鳥居 修一 | 環境<br>(廃棄物)   | 熊本大学大学院先端科学研究部教授                                |    |
| 9  |               | なかた はるひこ<br>中田 晴彦  | 環境・農学         | 熊本大学大学院先端科学研究部准教授                               |    |
| 10 |               | みやせ みつこ<br>宮瀬 美津子  | 環境教育          | 熊本大学大学院教育学研究科教授                                 |    |
| 11 | 機関関係の行政職員     | うえさこ だいすけ<br>上迫 大介 | 国関係           | 九州地方環境事務所次長<br>統括環境保全企画官<br>地域脱炭素創生室長           |    |
| 12 |               | さかの さだのり<br>坂野 定則  | 県関係           | 熊本県環境生活部環境局長                                    | 新任 |
| 13 | その他市長が適当と認める者 | さかもと けいこ<br>阪本 恵子  | 事業者代表         | 熊本商工会議所女性会会長                                    |    |
| 14 |               | さわ かつひこ<br>澤 克彦    | 環境教育・協働       | 一般社団法人 九州環境地域づくり代表理事<br>九州地方環境パートナーシップオフィス業務責任者 |    |
| 15 |               | みやぞの ゆきよ<br>宮園 由紀代 | 消費者代表         | NPO法人 熊本消費者協会副会長                                |    |
| 16 |               | いばらき いずみ<br>茨木 いずみ |               | 公募委員                                            | 新任 |

## 熊本市環境審議会(第11期)部会名簿(案)

| 部会   | 部会の事務分掌                                                                            | 役職       | 氏名                     | 専門等           | 職業                                             |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------|---------------|------------------------------------------------|
| 総合   | ・環境総合計画に関すること<br>・地球温暖化防止に関すること<br>・新エネルギーの利用促進に関すること<br>・その他 生活環境部会、自然環境部会に属さないこと | 部会長      | しのはら りょうた<br>篠原 亮太     | 環境<br>(水環境科学) | 熊本県環境センター館長                                    |
|      |                                                                                    | 副<br>部会長 | さかもと けいこ<br>阪本 恵子      | 事業者代表         | 熊本商工会議所女性会会長                                   |
|      |                                                                                    | -        | みやせ みつこ<br>宮瀬 美津子      | 環境教育          | 熊本大学大学院教育学研究科教授                                |
|      |                                                                                    | -        | (新) シバタ ユウ<br>柴田 祐     | 景観・建築         | 熊本県立大学環境共生学部教授                                 |
|      |                                                                                    | -        | (新) イデラ ミホ<br>井寺 美穂    | 行政学           | 熊本県立大学総合管理学部総合管理学科<br>准教授                      |
|      |                                                                                    | -        | うえさこ だいすけ<br>上迫 大介     | 国関係           | 九州地方環境事務所次長<br>統括環境保全企画官<br>地域脱炭素創生室長          |
| 自然環境 | ・自然環境に関すること<br>・緑に関すること<br>・地下水の保全に関すること                                           | 部会長      | たかみや まさゆき<br>高宮 正之     | 環境・生物多様性学     | 熊本大学大学教育統括管理運営機構シニア教授                          |
|      |                                                                                    | 副<br>部会長 | あべ じゅん<br>阿部 淳         | 農学・環境         | 東海大学農学部教授                                      |
|      |                                                                                    | -        | かわごし やすのり<br>川越 保徳     | 環境<br>(衛生工学)  | 熊本大学大学院先端科学研究部教授                               |
|      |                                                                                    | -        | さわ かつひこ<br>澤 克彦        | 環境教育・協働       | 一般社団法人九州環境地域づくり代表理事<br>九州地方環境パートナーシップオフィス業務責任者 |
|      |                                                                                    | -        | なかた はるひこ<br>中田 晴彦      | 環境・農学         | 熊本大学大学院先端科学研究部准教授                              |
| 生活環境 | ・ごみ問題に関すること<br>・エコライフの推進に関すること<br>・大気環境に関すること                                      | 部会長      | とりい しゅういち<br>鳥居 修一     | 環境<br>(廃棄物)   | 熊本大学大学院先端科学研究部教授                               |
|      |                                                                                    | 副<br>部会長 | ちよう だいしゅう<br>張 代洲      | 大気            | 熊本県立大学環境共生学部教授                                 |
|      |                                                                                    | -        | (新) さかの さだのり<br>坂野 定則  | 県関係           | 熊本県環境生活部環境局長                                   |
|      |                                                                                    | -        | みやその ゆきよ<br>宮園 由紀代     | 消費者代表         | NPO法人 熊本消費者協会副会長                               |
|      |                                                                                    | -        | (新) いばらき いずみ<br>茨木 いずみ | -             | 公募委員                                           |

## 令和5年度(2023年度)第1回熊本市環境審議会座席表

出入口

報道席

傍聴席

モニター

オンライン参加  
張委員

|                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                   |                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |  |
| 事務局                                                                               | 事務局                                                                               | 事務局                                                                               | 事務局                                                                               | 事務局                                                                                |
|  |  |  |  |  |
| 梶原<br>環境政策課長                                                                      | 永田<br>環境推進部長                                                                      | 早野<br>環境局長                                                                        | 村上<br>総括審議員兼資源<br>循環部長                                                            | 兼平<br>脱炭素戦略課長                                                                      |

 茨木委員

 宮園委員

 澤委員

 坂野委員

 上迫委員

 鳥居委員

 会長席

 高宮委員

 柴田委員

 阿部委員

 井寺委員

 川越委員

 篠原委員

 緒續  
環境政策課副課長

ご欠席  
中田委員  
宮瀬委員  
阪本委員

## 熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン～熊本市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)～

## 実行計画(事務事業編)とは

- 地球温暖化対策推進法に基づき策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出削減に係る目標や取組を定める計画。
- 策定する計画には、「区域施策編」と「事務事業編」の2種類がある。

①区域施策編・・・行政区域の市民や事業者、行政機関等、全ての主体を対象とする計画  
(※令和3年3月、熊本連携中枢都市圏共同で策定済み)

②事務事業編・・・**地方自治体が実施する事務及び事業に関する計画**  
**【今回策定】**

※事務及び事業に伴う温室効果ガス排出の対象  
・庁舎や学校、市が直接行う事業の電力や燃料などのエネルギー使用に伴う排出  
・廃棄物処理事業や下水道処理に伴う温室効果ガスの排出 など

## 本計画の構成

- 第1章 背景
- 第2章 基本的事項
- 第3章 温室効果ガスの排出状況
- 第4章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組方針
- 第5章 取組方針等を踏まえた削減目標
- 第6章 計画の進捗管理

※「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」に沿った構成

## 第1章 背景

## 【国際的な動き】

○2015年11月、COP21で「**パリ協定**」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられた。

## 【国の動き】

○2020年10月、「**2050年カーボンニュートラル**」を宣言。2021年4月には、2030年度の温室効果ガス排出目標を▲46%(2013年度比)とし、▲50%の高みに向け挑戦を続けていくことを公表した。2021年10月、これら目標を盛り込んだ「**地球温暖化対策計画**」を閣議決定。

## 【熊本の動き】

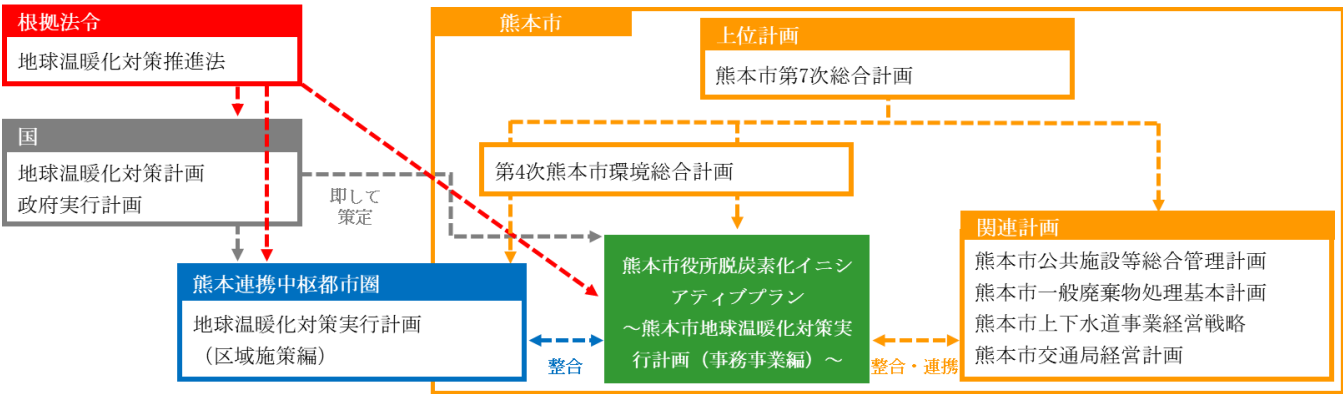
○熊本連携中枢都市圏では、2020年1月、「**2050年温室効果ガス排出実質ゼロ**」を宣言し、2021年3月には「**熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画**」(区域施策編)を策定した。

## 【新たな計画の必要性】

○2001年に「熊本市役所グリーン計画」を定め、廃棄物の削減や分別、節電、節水などのエコオフィス活動を進めてきたが、**国の計画に即した目標や取組を定める新たな計画が必要**となっている。

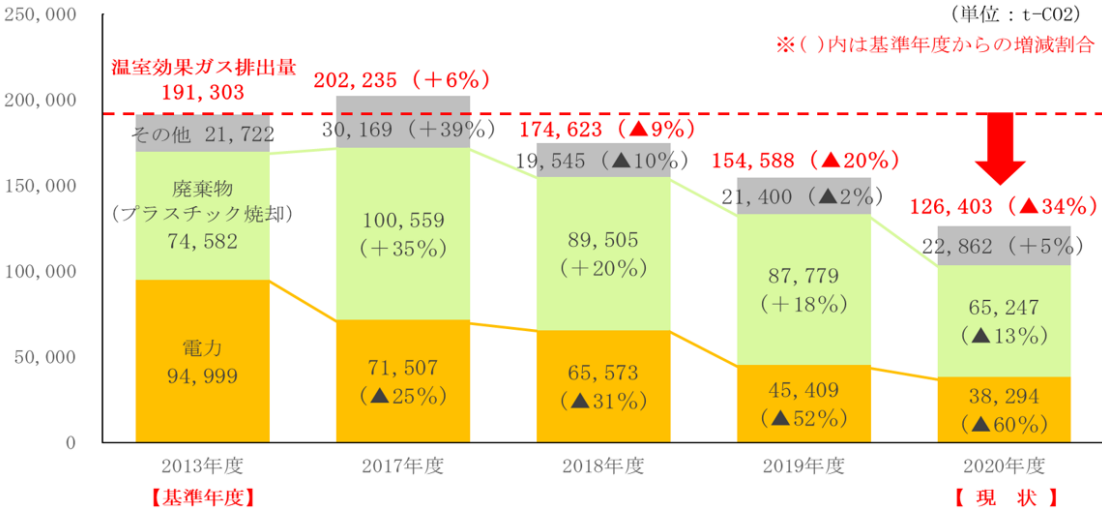
第2章 計画の基本的事項

- (1)目的 熊本連携中枢都市圏で掲げている「2050 年温室効果ガス排出実質ゼロ」に向け、市民や事業者などの温暖化対策を促進するに当たり、**本市が率先して事務及び事業の脱炭素化に取り組み、温室効果ガスの排出量を削減する。**
- (2)対象範囲 本市における全ての事務及び事業
- (3)計画期間 2023 年度 ～ 2030 年度まで（8 年間）
- (4)計画の位置付け



第3章 温室効果ガスの排出状況

○本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量(2020 年度)は 126,403t-CO<sub>2</sub> で、**基準年度(2013 年度)比で▲34%**となっている。



○排出内訳で見ると、電力の使用に伴う排出(30%)と廃棄物処理事業におけるプラスチックの焼却に伴う排出(52%)で 82%を占めており、この部分の排出削減が重要。

| 項 目               | 2013年度<br>【基準年度】 | 2017年度         | 2018年度         | 2019年度         | 2020年度<br>【現 状】 |
|-------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 総排出量              | 191,303 (100%)   | 202,235 (100%) | 174,623 (100%) | 154,588 (100%) | 126,403 (100%)  |
| エネルギー起源           | 107,763 ( 56%)   | 81,934 ( 41%)  | 75,972 ( 44%)  | 57,475 ( 37%)  | 51,824 ( 41%)   |
| 電力                | 94,999 ( 49%)    | 71,507 ( 36%)  | 65,573 ( 38%)  | 45,409 ( 30%)  | 38,294 ( 30%)   |
| ガソリン              | 1,351 ( 1%)      | 1,504 ( 1%)    | 1,343 ( 1%)    | 1,098 ( 1%)    | 957 ( 1%)       |
| 灯油                | 2,052 ( 1%)      | 2,125 ( 1%)    | 1,986 ( 1%)    | 2,067 ( 1%)    | 2,084 ( 2%)     |
| 軽油                | 683 ( 0%)        | 623 ( 0%)      | 747 ( 0%)      | 650 ( 0%)      | 1,004 ( 1%)     |
| A重油               | 1,742 ( 1%)      | 1,552 ( 1%)    | 1,531 ( 1%)    | 1,571 ( 1%)    | 1,603 ( 1%)     |
| 都市ガス              | 5,224 ( 3%)      | 4,291 ( 2%)    | 4,469 ( 3%)    | 4,986 ( 3%)    | 5,703 ( 4%)     |
| その他(LPG,LNG)      | 1,712 ( 1%)      | 332 ( 0%)      | 323 ( 0%)      | 1,694 ( 1%)    | 2,179 ( 2%)     |
| 非エネルギー起源          | 83,540 ( 44%)    | 120,301 ( 59%) | 98,651 ( 56%)  | 97,113 ( 63%)  | 74,579 ( 59%)   |
| 廃棄物<br>(プラスチック焼却) | 74,582 ( 39%)    | 100,559 ( 50%) | 89,504 ( 51%)  | 87,779 ( 57%)  | 65,247 ( 52%)   |
| その他(CH4,N2O等)     | 8,958 ( 5%)      | 19,742 ( 9%)   | 9,147 ( 5%)    | 9,335 ( 6%)    | 9,332 ( 7%)     |

## 第4章 温室効果ガスの排出削減に向けた取組方針

### 〔取組方針1〕 市有施設における電力の脱炭素化

- 再生可能エネルギー設備の最大限の導入（太陽光発電設備の拡充等）
  - 省エネルギー対策・電力の需給調整の推進  
（照明のLED化、大型蓄電池の拡充、空調制御機器の運用等）
  - 脱炭素電力(※1)の調達（環境工場で発電した電力の最大限の活用、電力の購入契約の見直し等）
- ※1 脱炭素電力…再生可能エネルギーなど、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない電力



### 〔取組方針2〕 温室効果ガスの排出が少ないエネルギーの活用や施設の整備

- 公用車における電気自動車等(※2)の導入
- ※2 電気自動車等…電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車
- 新築・大規模改修等における施設のZEB(※3)化等の検討

※3 ZEB…省エネと創エネで、エネルギー消費量を正味でゼロにすることを目指した建物



### 〔取組方針3〕 各事業における脱炭素化の取組の推進

- 廃棄物処理事業： 不必要なプラスチックの削減やバイオマスプラスチック類の活用推進、廃棄物処理施設の機能維持、BDFの活用、プラスチックに係る資源循環の推進
- 上下水道事業： 高効率機器の導入、下水道資源の有効活用、太陽光発電設備の導入推進、消化ガス発電設備の導入推進、位置エネルギーの有効活用
- 病院事業： 再生可能エネルギーの活用検討
- 交通事業： 市電運行における効率化、省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの活用推進

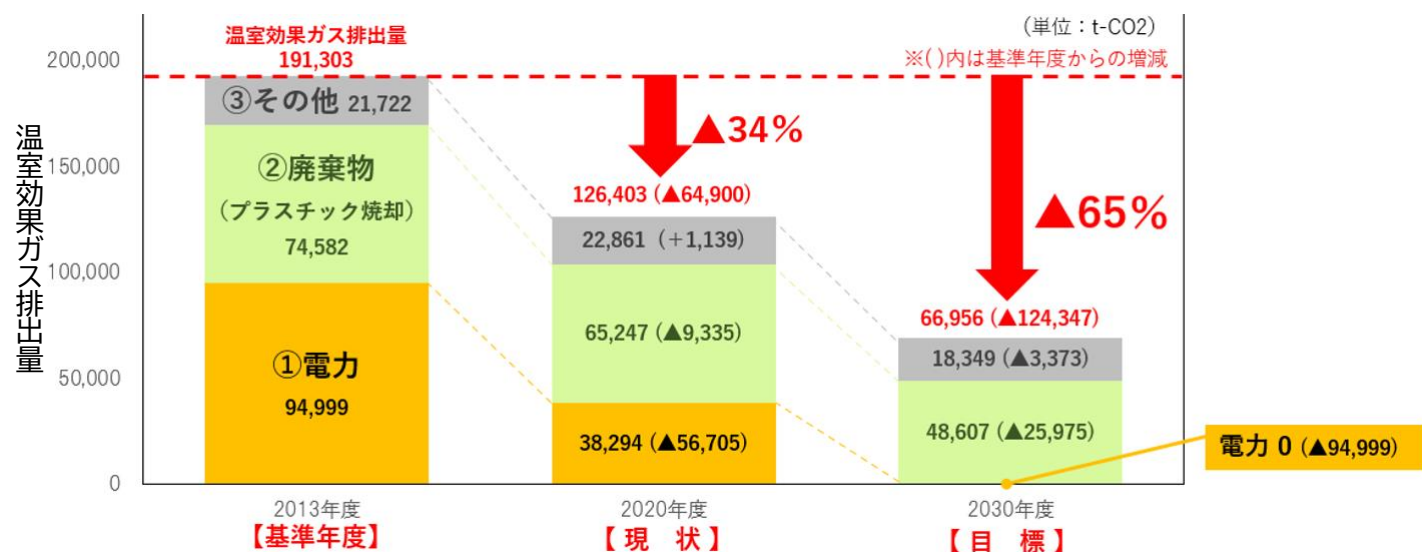
### 〔取組方針4〕 脱炭素に向けた職員一人ひとりの取組の推進

- エコオフィス活動の推進
- 物品の購入やサービスの使用等に関する環境配慮
- 事務及び事業におけるICT等の活用による、更なる環境負荷の低減
- 公共交通機関やエコドライブ、自転車利用の推進

## 第5章 取組方針等を踏まえた削減目標

### (1) 温室効果ガスの排出削減目標の積算方法

- ①市有施設における電力の脱炭素化
- ②プラスチック焼却に伴う排出の削減
- ③電力以外のエネルギーの使用等に伴う排出の削減



### (2) 温室効果ガスの排出削減目標

- ・2030 年度に、**基準年度に比べて 65%の削減**とする。
- ・そのうち、**電力使用に伴う温室効果ガス排出量はゼロ**とする。

| 項 目                                  | 2013年度<br>【基準年度】                  | 2020年度<br>【現 状】                                             | 2030年度<br>【目標年度】                                             |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| <b>温室効果ガス削減目標<br/>(基準年度比)</b>        | —                                 | <b>▲34 %</b>                                                | <b>▲65 %</b>                                                 |
| 温室効果ガス排出量                            | 191,303 t -CO <sub>2</sub><br>(-) | 126,403 t -CO <sub>2</sub><br>(▲64,900 t -CO <sub>2</sub> ) | 66,956 t -CO <sub>2</sub><br>(▲124,347 t -CO <sub>2</sub> )  |
| <b>電力使用に伴う排出量</b>                    | 94,999 t -CO <sub>2</sub><br>(-)  | 38,294 t -CO <sub>2</sub><br>(▲56,705 t -CO <sub>2</sub> )  | <b>0 t -CO<sub>2</sub></b><br>(▲ 94,999 t -CO <sub>2</sub> ) |
| < 参考 ><br>政府の事務及び事業に係る<br>温室効果ガス削減目標 | —                                 | —                                                           | <b>▲50 %</b>                                                 |

※()内は基準年度からの増減

## 第6章 計画の進捗管理

### ○熊本市地球温暖化対策庁内推進本部における進捗管理

- ・各局(区)において目標の設定、取組の推進、点検・評価
- ・推進本部において、計画の進捗に係る点検・評価、取組の方向性等について協議

# 環境影響評価制度の概要

令和5年4月28日(金)

熊本市環境政策課

- 1 制定の背景
- 2 環境影響評価制度の概要
- 3 制定スケジュール

# 1. 制定の背景(1)

## (1) これまでの経緯

環境審議会で環境基本条例の改正や第4次環境総合計画の策定に関する審議を進める中で、環境影響評価制度の制定に向けて整理。

令和2年10月:環境審議会にて「**環境影響評価**」について意見

「環境基本条例」の改正について環境審議会に諮問し内容を検討する中で、審議会から「**市独自の環境影響評価制度を設けるべき**」との意見あり。

令和3年10月:熊本市環境基本条例を改正し、「**環境への配慮の推進**」を規定

本市が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者に対し、「環境影響評価を行うために必要な措置を講ずること。」を新たに規定(条例第8条)。

令和4年3月:第4次環境総合計画を策定し、「**環境影響評価条例の制定**」を明記

令和6年度までに環境影響評価条例を制定し、環境影響評価に必要な評価体制を構築することを明記(「第3章 施策7-1 環境影響評価を推進する」に明記(P65))。

# 1. 制定の背景(2)

## (2) 環境影響評価制度の重要性

近年、大規模な開発事業や気候変動による激甚災害に加え、半導体関連企業の進出等により、市民の環境に対する関心は高まっており、環境への悪影響を未然に防止するため、事業の計画段階から環境保全について調査・予測・評価を実施する『環境影響評価制度』は重要なものとなっている。

【懸念される環境への悪影響】



森林伐採による生物多様性の損失



法面崩落による周辺への影響



地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下

現在、市域内の大規模開発事業については、法や県条例に基づき、本市は県に意見を述べるに留まっている。

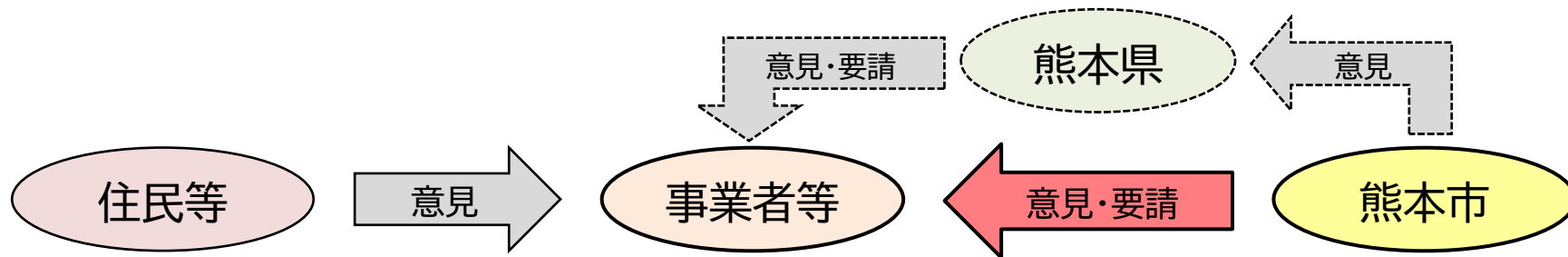


環境への悪影響を未然に防止するだけでなく、本市の魅力である自然環境の保全に主体的に取り組むため、本市独自の条例を早期に制定する必要がある。

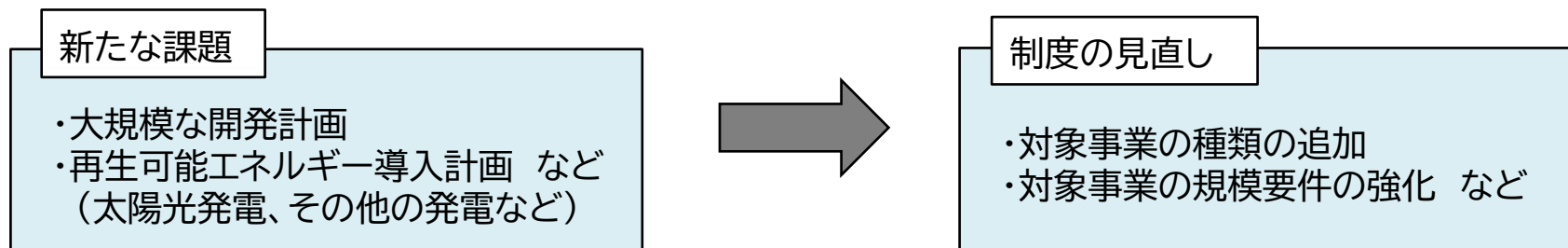
# 1. 制定の背景(3)

## (3) 条例制定の効果

- ◎ 本市の地域特性(自然的状況・社会的状況)に応じた、きめ細かな環境保全対策が講じられる。
- ◎ 本市が主体的に環境影響評価の手続きを行い、県を通さず直接事業者に意見を述べ、環境保全上の措置要請を行うことができる。



- ◎ 本市が独自に条例を制定することで、その後の世界情勢や社会情勢の変化に応じて対象事業を追加するなど、柔軟に対応することができる。



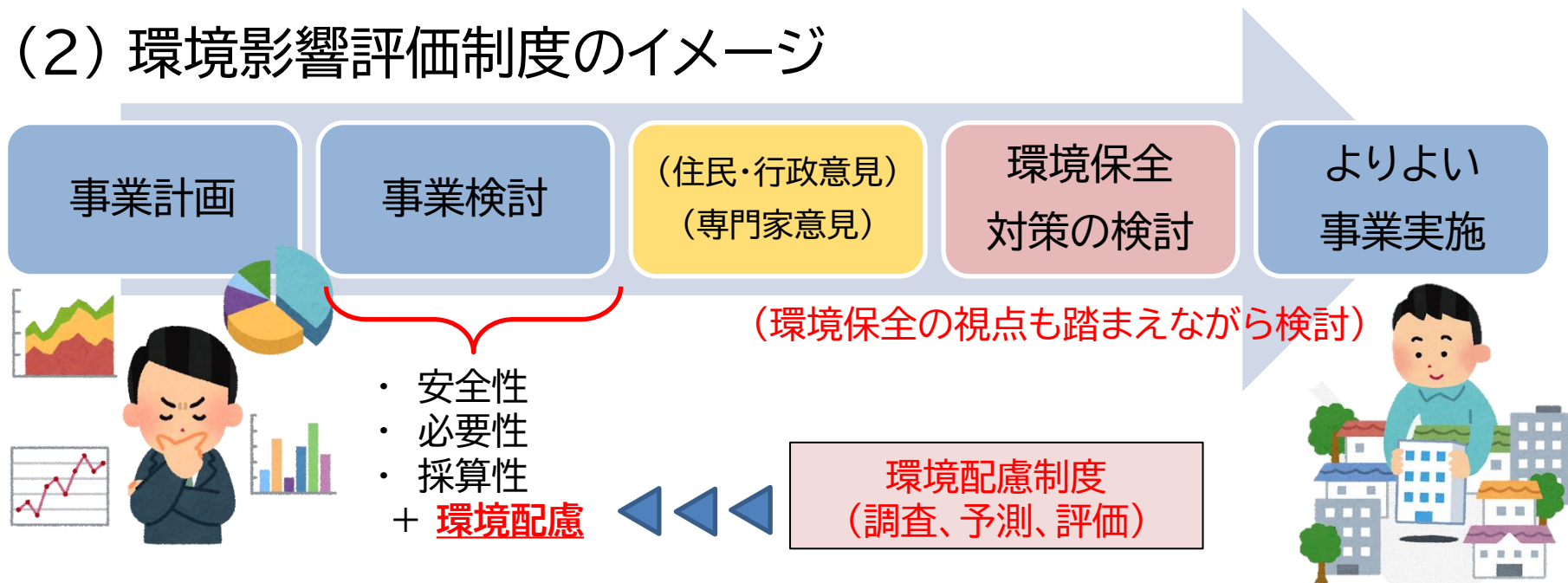
## 2. 環境影響評価制度の概要(1)

### (1) 環境影響評価制度とは

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例※により、一定規模以上の開発事業(公共事業や民間事業)を行う場合、当該事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかを、事業計画段階から、事業者自ら調査・予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政等の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業実施につなげていく制度。

※ すべての都道府県及び本市を除く政令指定都市並びに一部の中核市(吹田市、尼崎市)の計68自治体が環境影響評価条例を制定。

### (2) 環境影響評価制度のイメージ



## 2. 環境影響評価制度の概要(2)

### (3) 環境影響評価制度の基本的事項

国の環境影響評価法や各自治体の環境影響評価条例では、大きく分類すると以下の①から④に掲げる事項を定め、事業者に環境影響評価を義務づけている。

#### ① 環境影響評価の手続方法

事業者が環境影響評価を実施する上で必要な手続方法を設定する。

#### ② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

自然環境などの地域特性に応じて、環境配慮を要する地域等を設定する。

#### ③ 環境影響評価の対象事業・規模要件

地域特性や都市計画等を踏まえ、対象事業の種類や規模要件を設定する。

#### ④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討

環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目の選定を定めている。

令和5年度

条例で規定  
(条例の基本的事項)

令和6年度

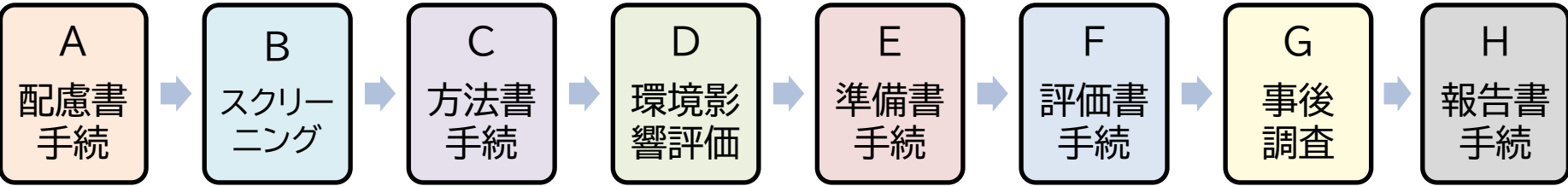
技術指針  
で規定

# 2. 環境影響評価制度の概要(3)

## ① 環境影響評価の手続方法(1)

条例

自治体は、国が定めるA～Hまでの手続きについて、自治体の実情に応じて必要なものを選定して対応している。

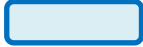


| 手続方法      | 手続内容                                                                                  | 他自治体の状況                    |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| A 配慮書手続   | 事業の位置・規模や施設の配置、構造などを検討する段階において、環境保全のために配慮すべき事項を検討するもの。                                | 42／68自治体で規定<br>16／19政令市で規定 |
| B スクリーニング | 第1種事業、第2種事業の規模要件を設定し、計画段階においてスクリーニング(選別)するもの。<br>第2種事業のうち、環境影響の程度によって、以降の手続きを省略できるもの。 | 22／68自治体で規定<br>5／19政令市で規定  |
| C 方法書手続   | 環境影響評価が適正に行われるように、その方法や環境影響評価項目等を示すもの。                                                | 68／68自治体で規定<br>19／19政令市で規定 |
| D 環境影響評価  | 調査情報を収集するための調査、事業を実施した結果、環境がどのように変化するかかの予測、事業を行った場合の環境への影響について検討するもの。                 | 68／68自治体で規定<br>19／19政令市で規定 |
| E 準備書手続   | 事業の実施に伴う環境影響について調査、予測及び評価した結果をまとめるもの。                                                 | 68／68自治体で規定<br>19／19政令市で規定 |
| F 評価書手続   | 準備書の結果に加え、住民等の意見を考慮して、最終的に取りまとめるもの。                                                   | 68／68自治体で規定<br>19／19政令市で規定 |
| G 事後調査    | 工事中や供用後の環境の状態などを把握するために、環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合などに環境調査を行うもの。                       | 68／68自治体で規定<br>19／19政令市で規定 |
| H 報告書手続   | 事後調査を実施し、環境保全措置の内容や効果、事後調査の項目、手法、結果などを記載した報告書を作成するもの。                                 | 61／68自治体で規定<br>17／19政令市で規定 |

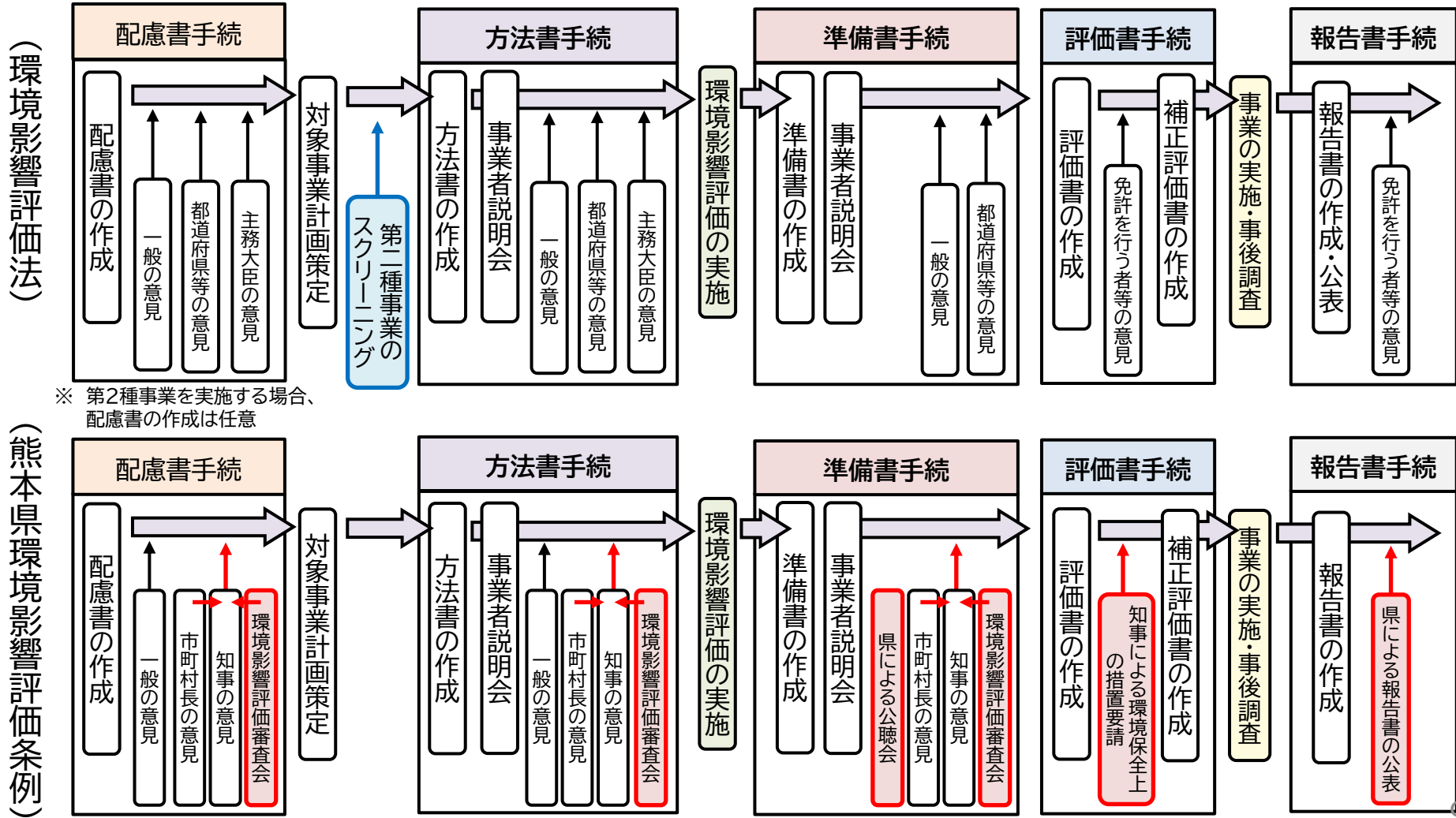
# 2. 環境影響評価制度の概要(4)

## ① 環境影響評価の手続方法(2)

条例

  : 国独自の制度  
  : 熊本県独自の制度

多くの自治体では、国に準じた環境影響評価手続きを規定しつつ、自治体によっては公聴会の設置や手続きの簡略化(配慮書手続の省略)など独自の手続きを設けている。



# 2. 環境影響評価制度の概要(5)

## ② 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)

条例・規則

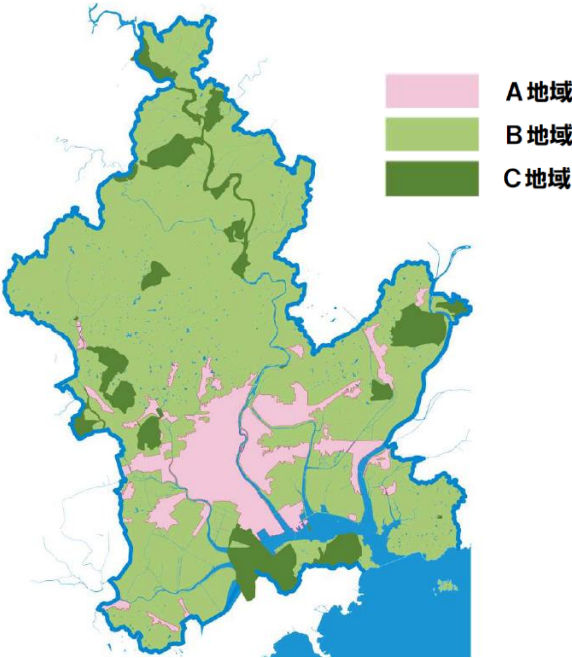
自治体の地域特性などを踏まえて、地域を区分し、各地域に応じた対象事業の規模要件を設定している。

### 熊本県の地域区分(ゾーニング)

|            |                                    |
|------------|------------------------------------|
| 一般国道ほか     | 4車線以上・長さ5km以上(森林地域:2車線以上・長さ10km以上) |
| 公有水面の埋立・干拓 | 面積25ha以上(干潟等地域:面積5ha以上)            |
| 土地区画整理事業ほか | 面積50ha以上(地下水保全地域:25ha以上)           |

### 岡山市の地域区分(ゾーニング)

|     |                                                                                                              |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A地域 | 市街化区域(C地域を除く)                                                                                                |
| B地域 | 市街化区域以外の区域(C地域を除く)                                                                                           |
| C地域 | 国立公園、国定公園, 県立自然公園,<br>原生自然環境保全地域, 自然環境保全地域,<br>環境緑地保護地域, 郷土自然保護地域,<br>郷土記念物, 生息地等保護区, 鳥獣保護区,<br>貴重野生生物保護区の区域 |



A地域 < B地域 < C地域の順に厳しい規模要件等を設定。

# 2. 環境影響評価制度の概要(6)

## ③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件(1)

条例・規則

各自治体内の地域特性に応じて、環境影響評価の対象事業の種類を設定している。また、同じ県内であっても、市域ごとに独自の対象事業を設定している。

<国・熊本県等の環境影響評価制度対象事業の種類一覧>

| 対象事業の種類 | 道路<br>国道その他の道路 | 河川<br>ダム堰放水路等 | 鉄道等 | 飛行場 | 発電所 | 電気工作物 | 廃棄物処分場 | 廃棄物処理施設 | 埋立て、干拓 | 土地区画整理事業(法) | 新住宅市街地開発事業(法) | 工業団地造成事業 | 新都市基盤整備事業(法) | 流通業務団地造成事業(法) | 宅地の造成の事業 | 住宅団地造成事業 | 農用地造成事業 | 畜産施設 | レクリエーション施設 | 都計第2種工作物 | 土石採取 | 鉱物採掘 | 発生土砂処分場等 | 下水終末処理場 | 浄水配水施設用地 | 建築物新設 | 工場事業場 | ガス供給・熱供給 | 試験研究団地 | 学校用地 | 墓地・墓園 | 公園 | 複合事業 |   |
|---------|----------------|---------------|-----|-----|-----|-------|--------|---------|--------|-------------|---------------|----------|--------------|---------------|----------|----------|---------|------|------------|----------|------|------|----------|---------|----------|-------|-------|----------|--------|------|-------|----|------|---|
| 国       | ●              | ●             | ●   | ●   | ●   | —     | ●      |         | ●      | ●           | ●             | ●        | ●            | ●             | ●        | —        | —       | —    | —          | —        | —    | —    | —        | —       | —        | —     | —     | —        | —      | —    | —     | —  | —    |   |
| 熊本県     | ●              | ●             | ●   | ●   | ●   | —     | ●      | ●       | ●      | ●           | ●             | ●        | ●            | ●             | —        | ●        | ●       | ●    | ●          | —        | ●    | —    | —        | ●       | —        | —     | ●     | —        | —      | —    | —     | —  | —    |   |
| ～       | 以下、参考          |               |     |     |     |       |        |         |        |             |               |          |              |               |          |          |         |      |            |          |      |      |          |         |          |       |       |          |        |      |       |    |      |   |
| 福岡県     | ●              | ●             | ●   | ●   | ●   | —     | ●      | —       | ●      | —           | —             | —        | —            | ●             | —        | —        | —       | ●    | —          | ●        | ●    | —    | ●        | —       | —        | ●     | —     | —        | —      | —    | ●     | —  | —    |   |
| 福岡市     | ●              | ●             | ●   | ●   | ●   | —     | ●      | ●       | ●      | ●           | —             | —        | —            | ●             | —        | ●        | —       | —    | ●          | ○        | ●    | —    | —        | ●       | —        | —     | ●     | —        | —      | —    | —     | ○  | ○    | — |
| 北九州市    | ●              | ●             | ●   | ●   | ●   | —     | ●      | ●       | ●      | ●           | ●             | ●        | ●            | ●             | ●        | —        | —       | ●    | —          | ●        | ●    | —    | ●        | —       | ●        | —     | ●     | —        | —      | —    | —     | —  | —    | — |
| 68自治体   | 68             | 60            | 65  | 59  | 64  | 16    | 68     | 64      | 58     | 64          | 35            | 63       | 29           | 61            | 28       | 53       | 26      | 19   | 57         | 20       | 56   | 20   | 13       | 54      | 9        | 30    | 67    | 33       | 11     | 10   | 18    | 27 | 42   |   |

● 福岡県と対象事業が異なるもの。 ○印はレクリエーション施設に含まれる。 出典:環境影響評価情報支援ネットワークHP

# 2. 環境影響評価制度の概要(7)

## ③ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件(2)

条例・規則

各自治体では、国の環境影響評価法の規模要件等を勘案し、同法の手続きを要しない規模(法第2種事業以下)の開発事業等を対象に環境影響評価の対象としている。

<国・熊本県の環境影響評価制度対象事業の規模要件一覧(抜粋)>

| 対象事業の種類 |     | 事業の規模要件                  |                           |                      |                                                 |
|---------|-----|--------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------------------------|
|         |     | 国-第1種事業<br>(必ず環境影響評価を実施) | 国-第2種事業<br>(環境影響評価は個別に判断) | 熊本県<br>(必ず環境影響評価を実施) |                                                 |
| 1       | 道路  | 高速自動車国道                  | すべて                       | —                    | —                                               |
|         |     | 首都高速道路など                 | 4車線以上のもの                  | —                    | —                                               |
|         |     | 一般国道                     | 4車線以上・10km以上              | 4車線以上・7.5～10km       | 4車線以上・長さ5km以上<br>※ 森林地域においては2車線<br>以上かつ長さ10km以上 |
|         |     | 林道                       | 幅員6.5m以上・20km以上           | 幅員6.5m以上・15～20km     |                                                 |
|         |     | 県道、市町村道、農道               | —                         | —                    |                                                 |
| 2       | 河川  | ダム                       | 湛水面積100ha以上               | 湛水面積75～100ha         | 貯水面積50ha以上                                      |
|         |     | 堰(せき)                    |                           |                      | 貯水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上            |
|         |     | 放水路                      | 土地改変面積100ha以上             | 地改変面積75～100ha以上      | 土地改変面積50ha以上                                    |
|         |     | 湖沼開発                     |                           |                      | —                                               |
| 3       | 鉄道  | 新幹線鉄道                    | すべて                       | —                    | —                                               |
|         |     | 鉄道、軌道                    | 長さ10km以上                  | 長さ7.5～10km以上         | 長さ5km以上                                         |
| ～       |     | ～                        |                           |                      |                                                 |
| 20      | その他 | その他の造成事業                 | —                         | —                    | 上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積25ha以上                  |

## 2. 環境影響評価制度の概要(8)

### ④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法(1)

#### 技術指針

環境影響評価の手続方法や対象事業を踏まえ、各自治体では環境影響評価条例に基づく、『**環境影響評価技術指針**』を作成し、環境影響評価を行うために必要な環境影響評価の調査、予測及び評価の具体的な方法並びに環境影響評価項目の選定を定めている。

< 熊本県環境影響評価技術指針の例 >

#### ◎ 『配慮書の作成』に関する事項

- ・環境影響を受ける範囲であると想定される区域 ・複数案の設定
- ・計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法 など

#### ◎ 『方法書の作成』に関する事項

- ・環境影響を受ける範囲と認められる地域 ・環境影響評価項目等に係る事業特性及び地域特性の把握
- ・環境影響評価の項目の選定 ・環境影響評価の調査、予測及び評価の手法 ・参考手法 など

#### ◎ 『環境保全措置』に関する事項

- ・環境保全措置の検討 ・検討結果の検証 ・検討結果の整理 ・事後調査の方法 など

#### ◎ 『準備書、評価書、報告書』の作成に関する事項

- ・環境影響評価の結果 ・対象事業に環境影響の総合的な評価 など

# 2. 環境影響評価制度の概要(9)

## ④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法(2)

技術指針

また、各自治体では、対象事業ごとに、環境影響を及ぼすおそれがある要因(影響要因)や重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(環境要素)の区分に応じて、以下の表のように一般的な事業における環境影響評価の参考項目を設定している。

事業者は、参考項目を勘案しつつ、事業者が実施する事業特性を踏まえて、環境影響評価の選定項目等を決定する。

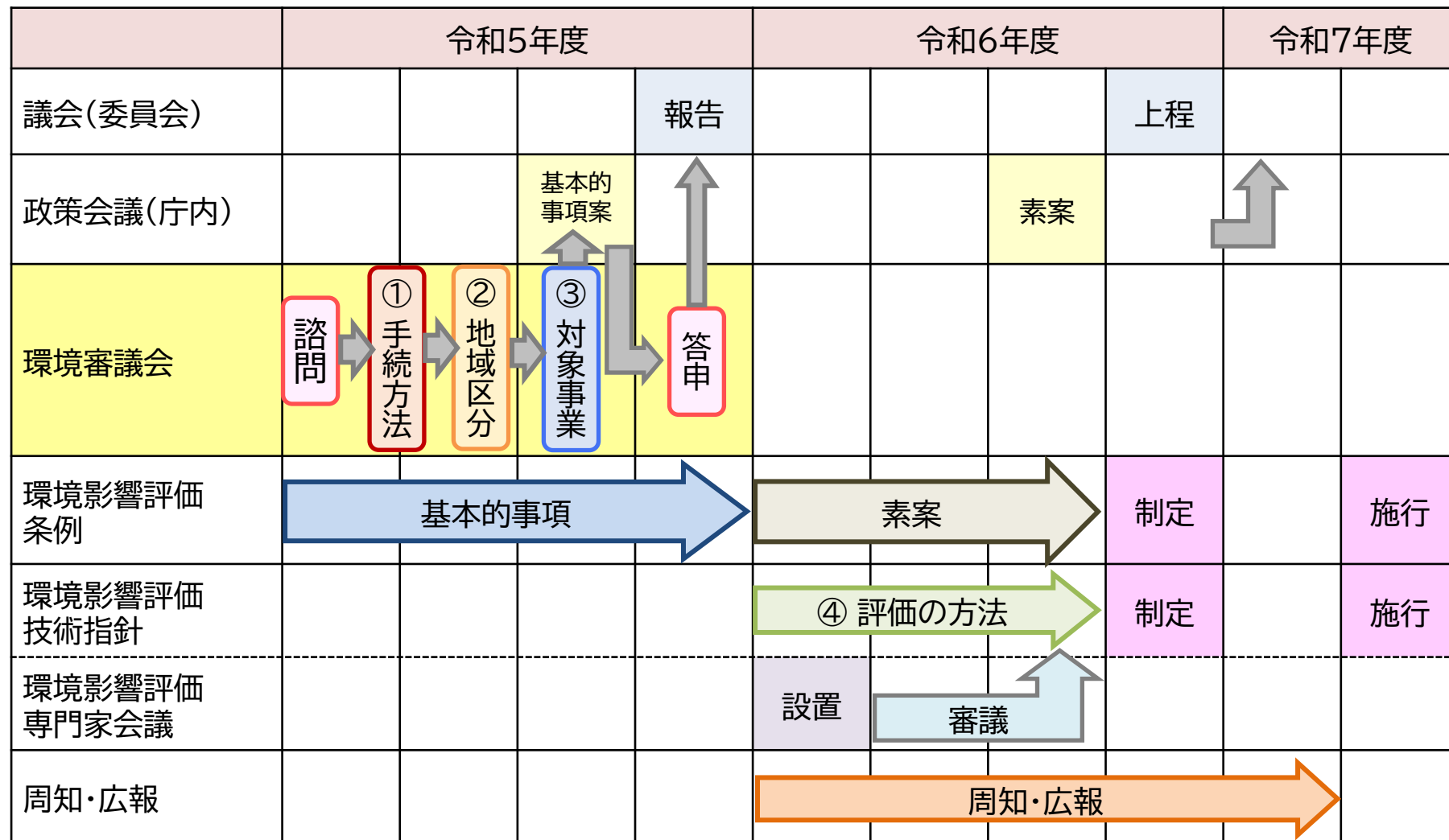
(例)一般国道等の新設又は改築の事業に係る環境影響評価項目(参考項目)

| 環境要素の区分<br>影響要因の区分 |                                 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 |         |      |    |      |      |        |               |        |           | 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 |                     |                     | 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 |                        | 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 | 文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 |
|--------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|---------|------|----|------|------|--------|---------------|--------|-----------|----------------------------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------------|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                    |                                 | 大気環境                                       |         |      |    | 水環境  |      |        | 土壌に係る環境その他の環境 |        | 動物        | 植物                                           | 生態系                 | 景観                  | 人と自然との触れ合いの活動の場                         | 廃棄物等                   | 文化財                           |                               |
|                    |                                 | 大気質                                        |         | 騒音   | 振動 | 低周波音 | 水象   | 水質     | 地下水           | 地形及び地質 |           |                                              |                     |                     |                                         |                        |                               | その他の環境要素                      |
|                    |                                 | 窒素酸化物                                      | 浮遊粒子状物質 | 粉じん等 | 騒音 | 振動   | 低周波音 | 流量、流速等 | 水の濁り          | 水位、流向等 | 重要な地形及び地質 | 日照障害                                         | 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地 | 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地 | 地域を特徴づける生態系                             | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場            | 建設工事に伴う副産物                    |
| 工事の実施              | 建設機械の稼働                         | ○                                          |         | ○    | ○  | ○    |      |        |               |        |           |                                              |                     |                     |                                         |                        |                               |                               |
|                    | 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行              | ○                                          |         | ○    | ○  | ○    |      |        |               |        |           |                                              |                     |                     |                                         |                        |                               |                               |
|                    | 切土工等又は既存の工作物の除去                 |                                            |         |      |    |      |      | ○      |               |        | ○         | ○                                            | ○                   |                     |                                         | ○                      |                               |                               |
|                    | 工事施工ヤードの設置                      |                                            |         |      |    |      |      | ○      |               | ○      | ○         | ○                                            | ○                   |                     |                                         |                        |                               | ○                             |
|                    | 工事用道路等の設置                       |                                            |         |      |    |      |      | ○      |               |        |           |                                              |                     |                     |                                         | ○                      |                               |                               |
| 土地又は工作物の存在及び供用     | 道路の存在(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)(土地の改変) |                                            |         |      |    |      | ○    |        | ○             | ○      |           | ○                                            | ○                   | ○                   | ○                                       | ○                      |                               | ○                             |
|                    | 道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)              |                                            |         |      |    |      | ○    |        |               | ○      |           |                                              |                     |                     |                                         |                        |                               |                               |
|                    | 自動車の走行                          | ○                                          | ○       |      | ○  | ○    | ○    |        |               |        |           |                                              |                     |                     |                                         |                        |                               |                               |

※ 自治体によっては、環境影響評価項目として「日照」、「光害」、「電波障害」などを規定している。

# 3. 制定スケジュール

## 環境影響評価制度の構築までの全体スケジュール



# 環境影響評価制度の方向性(案) と今後のスケジュール

令和5年4月28日(金)

熊本市環境政策課

- 1 検討にあたっての視点
- 2 審議スケジュール

# 1. 検討にあたっての視点

## <視点1>

熊本市の豊かな地域特性に即した制度

## <視点2>

世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

## <視点3>

事業者によるより良い環境づくりを促す制度

# 視点1 熊本市の豊かな地域特性に即した制度

## 【都市的な利便性と自然の豊かさが共存する都市】

熊本市は、九州の中央に位置し、交通の要所で人口74万人を超える政令指定都市でありながら、古くから「水の都」「森の都」と言われるほど、自然に恵まれている都市。

## 【緑と潤いと歴史のある文化的な都市】

熊本市は、白川と緑川と坪井川的主要河川をはじめ、熊本平野内を縦横に巡る水路網、透き通った美しい湧水で満たされた江津湖などがあり、貴重な水生生物や野鳥等が生息している。また、国の重要文化財である熊本城をはじめ、夏目漱石や宮本武蔵ゆかりの史跡があり、自然と文化の混在する香り高い都市。



熊本市らしさを後世に残すために地域特性を踏まえた地域区分や独自の対象事業を導入する。

# 視点2 世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度

## 【近年の動向】

- 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入
- ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた生物多様性の保全
- 県内における環境影響評価手続 など

## 【制度の留意点】

- 地域の合意形成(住民等の意見取得や制度の実効性)に十分配慮した手続
- 環境負荷の低減が見込める事業などの手続の簡略化と期間の短縮
- 県条例との整合や市域を跨ぐ場合の明確な規定 など



社会背景を考慮しつつ、本市の環境保全に十分配慮した迅速かつ効果的な環境影響評価手続とする。

# 視点3 事業者によるより良い環境づくりを促す制度

## 【環境影響評価の在り方】

「地方の時代に即した条例アセスのあり方に関する研究」では「望ましい環境影響評価制度のあり方や今後の課題等」を整理。

これからの環境影響評価は、従来のネガティブチェックのイメージから脱却し、事業による環境改善や地域の環境づくりを積極的に評価することが必要。

### 市の計画と方針

- ・SDGs未来都市
- ・第2次熊本市都市マスタープラン
- ・熊本都市圏マスタープラン
- ・第4次熊本市環境総合計画 等

より環境保全に  
配慮した都市づくり

事業者(選択肢を与える⇒アセス逃れ抑制)

#### ・自主アセス

対象事業に該当しない事業について、事業者が自主的に環境影響評価手続

#### ・ポジティブ・アセスメント

事業によるプラスの環境影響を積極的に評価

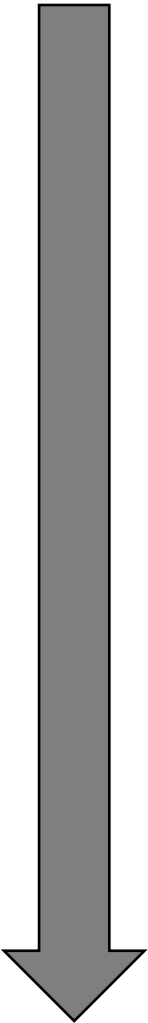
#### ・リプレースへの対応(スクリーニング手続)

既存の設備から環境負荷が小さい設備への更新

環境影響評価の新たな役割を明確にし、**事業者自身が積極的に環境づくりに取り組む制度**とする。

## 2.審議スケジュール(予定)

令和5年4月下旬：(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について(諮問)

- 
- ① (仮称)熊本市環境影響評価条例の制定について ② 本市の地域特性と環境影響評価制度を取り巻く状況
  - ③ 今後の審議事項とスケジュール

令和5年5月下旬：≪審議事項①≫ 環境影響評価の手法ほか

- ① 各自治体の先進事例や都道府県・政令市の特徴(スクリーニング・自主アセス・ポジティブアセスなど)
- ② 本市の環境影響評価の手法(案) ※ 熊本県との比較、実効性の確保の方法、住民参加の方法など

令和5年7月上旬：≪審議事項②≫ 環境影響評価の地域区分(ゾーニング)ほか

- ① 各自治体の地域区分(ゾーニング)の状況と役割 ② 本市の環境保全上重要となる地域や対象
- ③ 本市の環境影響評価の地域区分(ゾーニング)(案) ※ 熊本県との比較、環境配慮地域など

令和5年8月上旬：≪審議事項③≫ 環境影響評価の対象事業の種類・規模要件ほか

- ① 各自治体の対象事業の種類と規模要件 ② 本市の将来の開発動向や地域特性を踏まえた事業特性
- ③ 本市の環境影響評価の対象事業・規模要件(案) ※ 熊本県との比較、リプレースの規模要件など

令和5年10月上旬：これまでの審議事項についてのとりまとめ

令和6年 1月上旬：(仮称)熊本市環境影響評価条例の基本的事項について(答申)

## ○熊本市環境基本条例〔環境政策課〕

昭和 6 3 年 1 0 月 1 日

条例第 3 5 号

改正 平成 1 4 年 9 月 2 4 日 条例第 4 4 号

平成 1 9 年 3 月 1 3 日 条例第 2 号

令和 3 年 9 月 2 7 日 条例第 7 3 号

私たち熊本市民は、古来より清らかな地下水や豊かな緑に代表される自然と、先人の築いた歴史的及び文化的遺産の恩恵を享受し、良好な環境の下に生活してきた。

しかし、都市化の進展をはじめとする物質的な豊かさを追求するあまり、市民生活や事業活動による過度な環境負荷が生じ、この恵まれた地域の環境が脅かされてきた。ここ数十年の間に、生物多様性の損失、自然災害の頻発化及び激甚化の要因といわれる地球温暖化など、複雑かつ広域的な環境の問題が深刻化している。さらに、近年、世界が脱炭素社会に向けて大きく舵<sup>かじ</sup>を切る中、相互に関連した環境、経済及び社会の様々な課題を同時に解決することが求められている。地域の環境がつながって地球環境が構成されていることを踏まえると、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築するためには、地域から地球規模の視点を持って良好な環境の確保に取り組むことが重要である。

私たち熊本市民には、安らぎと潤いのある良好な環境を保全し、これを将来の市民へと継承する責務がある。

この責務の下、これまで様々な形で進めてきた環境保全の取組を市民の参画と協働の下で長期的に行っていくだけでなく、更なる行動の変革を起こさなければならない。

私たち熊本市民は、健康で文化的な生活を営む権利を保障する憲法に鑑み、ここに全ての市民が良好な環境を享受する権利を有するとの理念を確認し、市民の福祉のために、熊本市における良好な環境の維持及び形成を図ることを期して、この条例を制定する。

(令 3 条例 7 3 ・全改)

(目的)

第 1 条 この条例は、環境に関する基本的施策を定め、これを総合的に推進することにより、現在及び将来の市民生活における良好な環境の確保を図り、もって市民福

社の増進に寄与することを目的とする。

(平 1 4 条例 4 4 ・ 令 3 条例 7 3 ・ 一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を持続的に営むことができる生活環境、自然環境、歴史的及び文化的環境並びに地球環境をいう。

(令 3 条例 7 3 ・ 一部改正)

(市の責務)

第 3 条 市は、良好な環境の確保に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、良好な環境の確保に関する市民意識の啓発に努めなければならない。

(令 3 条例 7 3 ・ 一部改正)

(市民の責務)

第 4 条 市民（熊本市自治基本条例（平成 2 1 年条例第 3 7 号）第 2 条第 2 号の市民をいい、事業者を除く。以下同じ。）は、自ら良好な環境の確保に努め、市の実施する施策に協力しなければならない。

(令 3 条例 7 3 ・ 追加)

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市の実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、法令、県条例その他条例に違反しない場合においても、良好な環境を確保するための最大の努力をしなければならない。

(平 1 4 条例 4 4 ・ 一部改正、令 3 条例 7 3 ・ 旧第 4 条繰下 ・ 一部改正)

(市の施策)

第 6 条 市は、良好な環境の確保に関する施策として、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

(1) 公害の防止、土地の適正利用、都市景観の保全、青少年の健全育成、公共施設の整備その他生活環境の確保に関すること。

(2) 森林及び緑地の保全、都市緑化の推進、地下水、河川等の保全、自然景観の

保全その他自然環境の確保に關すること。

- (3) 伝統的な建造物及び文化財の保存及び活用、歴史的景観の維持、名所、旧跡等の整備、文化活動の推進その他歴史的及び文化的環境の確保に關すること。
- (4) 生物多様性の保全、生物多様性の恵みの持続可能な活用その他自然共生社会の構築に關すること。
- (5) 廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用の促進及び廃棄物の適正な処分の確保による環境への負荷の少ない循環型社会の構築に關すること。
- (6) 地球温暖化の防止、気候変動による影響への適応、オゾン層の保護、プラスチックごみによる海洋汚染の防止その他地球環境の保全に關すること。

(令3条例73・一部改正)

(環境総合計画)

第7条 市長は、良好な環境の確保に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、熊本市環境総合計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の確保に關する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境総合計画の策定に当たっては、あらかじめ第13条の審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境総合計画を策定したときは、速やかに公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

6 市長は、環境総合計画の進捗状況を第13条の審議会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(令3条例73・追加)

(環境影響評価の推進)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(令3条例73・追加)

(環境教育)

第9条 市、市民及び事業者は、それぞれの立場において環境教育（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項の環境教育をいう。）を推進するとともに、良好な環境の確保に関する知識の習得及び良好な環境の確保に関する活動を担う人材の育成に努めなければならない。

(令3条例73・追加)

(国等との連携及び国際協力)

第10条 市は、良好な環境を確保するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 市は、広域的な解決を必要とする環境課題については、国、県、近隣の地方公共団体等と連携及び協力を行い、これを解決するよう努めるものとする。

3 市は、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めなければならない。

(令3条例73・旧第7条繰下・一部改正)

(指導等)

第11条 市は、良好な環境に対する侵害を防止し、又はこれを除去するため、市民及び事業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 市は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(令3条例73・旧第8条繰下)

(あっせん、調停)

第12条 市は、良好な環境の確保に関し紛争が生じたときは、その紛争の解決に資するため、これのあっせん又は調停にあたることができる。

2 前項のあっせん又は調停を行うものとして、熊本市環境紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

3 委員会は、必要があると認めるときは、紛争の当事者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 あっせん又は調停の対象その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 4 条例 4 4 ・ 平 1 9 条例 2 ・ 一部改正、令 3 条例 7 3 ・ 旧第 9 条繰  
下 ・ 一部改正)

(審議会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議するた  
め、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(令 3 条例 7 3 ・ 旧第 1 0 条繰下)

(条例の見直し)

第14条 市長は、少なくとも 1 0 年ごとに、この条例の施行の状況を勘案し、この条  
例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要  
の見直しを行うものとする。

(令 3 条例 7 3 ・ 追加)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が  
別に定める。

(令 3 条例 7 3 ・ 旧第 1 1 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 9 月 2 4 日条例第 4 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 1 3 日条例第 2 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 2 7 日条例第 7 3 号）

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

## 熊本市環境審議会規則（昭和 6 4 年規則第 1 号）

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、熊本市環境基本条例（昭和 6 3 年条例第 3 5 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、熊本市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- （1） 条例第 7 条第 1 項の熊本市環境総合計画に関すること。
- （2） 公害対策に係る基本的事項に関すること。
- （3） 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 1 8 号）及び熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成元年規則第 4 7 号）の規定に基づき審議会が行うこととなる事務に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に係る基本的事項に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して、市長に意見を述べることができるものとする。

## （組織）

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 関係行政機関の職員
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

## （任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会の部会（以下「部会」という。）として、総合部会、生活環境部会及び自然環境部会を置く。

2 市長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、部会を設置することができるものとする。

3 部会は、会長から審議会に諮って指名する委員をもって構成する。

4 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

(審議事項の部会への付議等)

第7条 会長は、審議会が審議すべき事項をそれぞれ適当な部会に付議することができる。

2 部会長は、前項の規定により付議された事項について審議を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(顧問)

第8条 審議会が審議すべき事項のうち、特に重要な事項について意見を述べることができる者として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 顧問の任期は、3年とする。

(専門員)

第9条 審議会が審議すべき事項のうち、特に専門的な事項について調査及び研究を行う者として、環境専門員（以下「専門員」という。）を置くことができる。

2 専門員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門員の任期は、委嘱の日から当該専門員の委嘱に係る専門的な事項に関する調査及び研究の結果について、審議会が市長に報告した日までとする。

(会議)

第10条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面審議)

第12条 会長は、緊急の必要があり審議会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって審議会の会議に代えることができる。

2 第10条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(準用)

第13条 第5条第2項及び第3項並びに第10条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と、「各委員」とあるのは「当該部会に属する各委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、環境政策課において行う。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月28日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月30日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年4月1日規則第38号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年6月25日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月19日規則第7号）抄  
（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月17日規則第62号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月17日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第3条第2項の規定は、同日以後における委員の委嘱について適用する。

附 則（令和3年9月29日規則第72号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。